

ふるさとミライカレッジについて

総務省自治行政局地域政策課

政府重要方針における関連記述

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

（1）デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開

急速に進行する少子高齢化・人口減少を克服し、住民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な地域社会を構築するためには、新技術を徹底活用して地域の社会課題を解決し、東京一極集中の是正や多極化を図るとともに、地方から全国への成長につなげていく必要がある。このような認識の下、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を踏まえ、人口減少、東京一極集中、地域の生産年齢人口の減少や日常生活の持続可能性の低下等の残された課題に対応するため、**女性・若者にとって魅力的な地域づくり等地域の主体的な取組を、伴走支援を含めて強力に後押しし、国民的議論の下、強い危機感を持って地方創生の新展開を図る。**デジタルの力を活用して地方創生を加速させるとともに、行政区域にとらわれず暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏の形成や地方と東京の相互利益となる分散型国づくり等を進め、デジタル田園都市国家構想を国土形成に展開する。

地方創生 10 年の取組と今後の推進方向（令和6年6月10日）（抄）

2 残された課題、新たな課題と今後求められる取組方向

【課題】

東京圏への過度な一極集中については、まち・ひと・しごと創生法が公布・施行された 2014 年における東京圏への転入超過数は約 10.9 万人であったが、その後、東京圏への人の流れが強まり、新型コロナウイルス感染拡大前の 2019 年には約 14.6 万人となった。新型コロナウイルス感染症の影響もあって、2020 年には約 9.8 万人、2021 年には約 8 万人まで減少したが、2022 年は約 9.4 万人、2023 年は約 11.5 万人となるなど、東京圏への人の流れが再び強まりつつある。**特に、進学や就職を契機として 10 代後半及び 20 代の若者の転入超過が続いており、その傾向は男性よりも女性において顕著である。**（略）

【取組方向】

地方への人の流れを力強いものにするため、これまで進めてきた地方移住、企業の地方移転、地方への国内投資の促進、地方大学・高校の魅力向上等については一層効果的に取り組むとともに、テレワークを活用して地方の課題解決を図る官民共創の取組も充実させる必要がある。**さらに、東京圏への一極集中の主な要因である女性・若者に着目し、女性・若者の人生設計において地方での生活が選択されるよう、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出や、結婚・出産や子育て環境の充実、アンコンシャス・バイアス（性別による無意識の思い込み）の解消等、女性・若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた検討を女性・若者の視点からしていく必要がある。**（略）

地方創生2.0の「基本的な考え方」概要

内閣官房
新しい地方経済・生活環境
創生本部事務局作成資料

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱

※考えられる各省の施策項目を列挙。基本構想に向けて具体化

- 以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト（国庫補助事業）

令和6年度補正予算額：280百万円（新規）

大学等高等教育機関と地域が連携して地域課題解決プロジェクトのモデル事例の創出・横展開、プラットフォームの構築を推進。進学を契機として東京圏への若者の転出超過が続いている中、若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取組を加速化させ、地域の担い手の確保や将来的な地域おこし協力隊等への参画を推進。

大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトの効果 ～地域・学生・地方自治体・大学の「四方よし」の取組～

地 域

- 斬新な視点
(ヨソモノ・ワカモノ)
- 学生の熱意と行動力が
地域に大きな刺激を与える

学 生

- 自身の能力を活かして
地域活性化にチャレンジ
- 理想的な暮らし・
ライフスタイルの発見

地方自治体

- 若者にとって魅力的な地
域づくり
- 若者の定住、関係人口
の創出

大 学

- 問題発見・解決能力の
育成
- 地域活性化に貢献

＜現状と課題＞

- 一部の地域において、大学等高等教育機関と地域が連携したフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトが取り組まれておる、地域活性化や若者の定住等の成果が上がっているが、全国的な広がりには至っていない。
- 課題としては、
 - ・地方自治体・地域・大学・学生の間のプロジェクト効果の認知不足
 - ・大学・学生のフィールドワークの場はあるものの地域・自治体が活用できていない（地域・自治体の受入れのノウハウ・マンパワー不足）
 - ・大学・学生には費用負担と受入れ地域・自治体とのマッチングの困難等がある。

＜事業概要＞

- ① モデル事例の創出・横展開（1.8億円）
 - ・先進事例のノウハウの分析調査 0.3億円
 - ・自治体へのモデル事業委託（プログラム策定、受入体制構築等を支援）
定額10,000千円×15カ所＝1.5億円
- ※1/23（木）～3/28（金）第一次公募開始中。
(URL) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/furusatomiraikareiji.html
- ② プラットフォーム構築（1.0億円）
 - ・ウェブサイト構築・運営、広報、セミナー開催、マッチング支援 1.0億円

都市圏等の大学等



担い手の 育成・還流



条件不利地域等



地域・地方自治体と大学・学生との連携事例①

地域コミュニティの活性化



全国3大学

【新潟県南魚沼市】

- 大学のフィールドワーク等を通じた若者と地域住民との交流による地域の担い手づくり、若者に対して地域活性化に取り組む魅力的な大人との交流や自らの関わりしろを提供することにより移住・定住や地域課題解決プロジェクトへの参画を推進。
- 一般社団法人 愛・南魚沼みらい塾と連携し、大学のフィールドワークやふるさとワーキングホリデーの受入れを積極的に実施。
 - 若者との交流や若者からの課題提起を踏まえて、地域住民が積極的に地域づくり活動に参画
 - 3大学（明治大学、専修大学、大正大学）から学生が地域を訪れ、若者の中には、地域おこし協力隊として移住する者や、地域の課題解決プロジェクトに参画する者が出てきている。



地域おこし協力隊



大学生による起業プログラム

空き家活用等



全国8大学

【岐阜県中津川市】

- 建築を学ぶ学生が全国から集まり、「加子母木匠塾」として、空き家の改修、祭り櫓などの製作を通じて山村文化の継承や自然環境の推進等に取り組む。

- 建築を学ぶ大学生が、伝統的な技法による建築実習を通じて、森林環境、山村の伝統文化などを学ぶ活動として1991年から開催し、今年度で30周年。
- 8大学（金沢工業大学、京都芸術大学、京都工芸繊維大学、京都大学、滋賀県立大学、東洋大学、名城大学、立命館大学）から計200～300名の学生が活動。
- 加子母むらづくり協議会が主体となって学生の受入れを行っており、現在では建築のみならず様々な分野の大学が加子母を拠点に学んでいる。



東屋の製作



空き家の改修



地域コミュニティへの参画

地域・地方自治体と大学・学生との連携事例②

地域コミュニティの活性化



全国15大学

【兵庫県洲本市】

○大学生と教員が地域の現場に入り、地域住民やNPO等とともに、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に取り組む。

- 2023年度は15校（京都大学、大阪大学、龍谷大学等）から254名の学生を受入れ、地域と連携したまちづくり（域学連携事業）に取り組む。
- 域学連携事業の卒業生数名が、域学連携の取組を継続・発展するための研究・活動支援を行うためNPO法人洲本域学連携研究所を設立（2024年4月）。
- 学生時代に、洲本市で域学連携事業に関わった卒業生が「地域おこし協力隊」に就任し、協力隊卒業後、市内の原木椎茸農家を継業するなど、卒業後も地域との関係継続。



学生滞在拠点



ため池フロートソーラー発電所

ふるさとミライカレッジの各主体の課題、解決手法について

	大学と連携した地域課題解決プロジェクトの必要性	課題	解決方法
地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・若者にとって魅力的な地域づくりのためには、地域の有力者や年配者の意見だけではなく、若者の意見を十分に採り入れた地域づくりが必要だが、若者が地域にいないため、若者を呼び込む必要 ・地域課題の解決のため大学の知見や大学生の担い手としての活用が必要 ・将来的な地域の担い手として、移住者・関係人口を増加させる必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学と連携した地域課題解決プロジェクトの実施のためには、地方自治体が大学・地域との間の調整（目的意識の共有）、プロジェクト実施に係る予算の確保等の役割を担う必要があるが、取組の効果について認知度が不足 ・関心はあるが大学へのアプローチの方法がわからない ・プロジェクト実施のノウハウ・マンパワー不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム・コミュニティ構築による広報（認知度向上）、マッチング支援 ・先進事例の分析調査によるノウハウの見える化（例：地域のまちづくり会社への業務委託等） ・先進事例の横展開（プログラム策定等支援）
地域		<ul style="list-style-type: none"> ・地域側の目的意識がなく（地方自治体の関わりがなく）大学の依頼に基づいて受け入れているケースが多く、成果が地域に還元されていない（学生の体験学習に留まっている）。このため、受入れ疲れにより取組が継続しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体との共同実施 ・先進事例の分析調査によるノウハウの見える化（例：地域コミュニティのキーマンとの交流（意識改革）、体験学習時に移住・関係人口化につながる機会を提供、提案ではなく課題解決の共同実施等） ・先進事例の横展開（プログラム策定等支援）
学生	<ul style="list-style-type: none"> ・東京圏に住む若者の持続可能な地域づくりに貢献したい（56%）、地方暮らしにあこがれている（49%）という思いを実現する場がない ※トラストバンク調査（2023年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決プロジェクトに参画する機会がない ・旅費、宿泊費の負担が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学と連携した地域課題解決プロジェクトの拡大 ・プラットフォーム・コミュニティ構築による広報（認知度向上） ・地方自治体による旅費等の支援
大学	<ul style="list-style-type: none"> ・効果の高い教育手法として、課題発見・解決型の学習機会を拡大する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ地域の確保が難しい（受入れ可能な自治体がわからない（現状、先生の人脈頼み）） ・先生の事務負担が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム・コミュニティ構築によるマッチング支援 ・先進事例の分析調査によるノウハウの見える化（例：地域のまちづくり会社代表を臨時講師として任用等） ・先進事例の横展開（プログラム策定等支援）

自治体調査結果（概要）①

(調査目的) 大学等高等教育機関と地域が連携したフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトが全国的に広がらない背景を把握するため、地方自治体と大学等高等教育機関が連携した地域づくりの取組に関する状況を全国的に調査する。

(調査対象) 都道府県及び市町村

(調査期間) 令和6年9月9日～9月27日

(回答数) 1187/1803 (約66%)

調査内容	回答
Q1 大学等高等教育機関（大学、高等専門学校）と地域が連携したフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクト（別添の事例参照）を実施していますか。	<p>ア 実施している : 431自治体 【参考】（総務省において回答欄の記入を元に整理） ・ うち相当程度の日数のフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトを実施 160自治体程度 ・ うち大学や企業が行う研究開発等に補助金を交付しているもの 又は数日程度のフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトを実施 270自治体程度</p> <p>イ 実施を検討している : 89自治体 ウ 実施も検討もしていない : 610自治体 エ その他 : 57自治体</p>
Q2 Q1で「ア 実施している」と回答した貴自治体において、取組に当たって予算を計上していますか。	<p>ア 予算を計上している : 252自治体 【参考】 ・ うち100万円以上の予算 80自治体 ・ うち100万円未満の予算 172自治体</p> <p>イ 予算は計上しておらず、地域との調整等を行っている : 157自治体 【参考】（総務省において回答欄の記入を元に整理） ・ うち自治体が非予算でフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトを実施 90自治体程度 ・ うち地域内外の大学等が授業や地域貢献として行うフィールドワークに協力 又は地域のまちづくりセンター等が行う地域課題解決プロジェクトに協力 70自治体程度</p> <p>ウ その他 : 28自治体</p>
Q3 Q2で「ア 予算を計上している」と回答した貴自治体において、直近の実績として、連携先の大学等高等教育機関の名称、フィールドワーク等で受入れた大学生の人数も合わせて回答ください。	<p>4,931人（約11人/自治体） 【参考】（総務省において回答欄の記入を元に整理） ・ うち相当程度の日数のフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトに参画した学生の人数 1,300人程度（16人程度/自治体）</p>
Q4 Q1で「ア 実施している」と回答した貴自治体において、連携先となる大学等高等教育機関とはどのようにマッチングをしましたか。（複数回答あり）	<p>ア 大学等高等教育機関から地方自治体にアプローチがあった : 160自治体 イ 大学等高等教育機関から地域のまちづくり関係団体等にアプローチがあった : 24自治体 ウ 地方自治体から大学等高等教育機関にアプローチした : 139自治体 エ 地域のまちづくり関係団体等から大学等高等教育機関にアプローチした : 20自治体 オ その他 : 97自治体</p>

自治体調査結果（概要）②

実施している（431自治体）

北海道（札幌市、室蘭市、釧路市、留萌市、美唄市、名寄市、千歳市、滝川市、富良野市、恵庭市、石狩市、森町、江差町、今金町、古平町、余市町、栗山町、沼田町、和寒町、天塩町、豊富町、湧別町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、様似町、音更町、新得町、幕別町、浦幌町、中標津町、標津町）
青森県（青森市、八戸市、つがる市、今別町、深浦町、鶴田町、野辺地町、六戸町、大間町、階上町）
岩手県（久慈市、陸前高田市、零石町、紫波町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村、一戸町）
宮城県（塩竈市、白石市、角田市、東松島市、大崎市）
秋田県（秋田市、能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、東成瀬村）
山形県（米沢市、鶴岡市、寒河江市、尾花沢市、大江町、金山町、高畠町、川西町、遊佐町）
福島県（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、伊達市、鏡石町、西会津町、猪苗代町、会津坂下町）
茨城県（水戸市、日立市、石岡市、下妻市、潮来市、那珂市、神栖市、行方市、阿見町、八千代町）
栃木県（宇都宮市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、高根沢町、那須町）
群馬県（前橋市、安中市、みどり市、みなかみ町）
埼玉県（熊谷市、東松山市、草加市、新座市、八潮市、川島町、吉見町）
千葉県（船橋市、松戸市、市原市、我孫子市、君津市、八街市、南房総市、山武市、酒々井町、横芝光町、白子町、長柄町）
東京都（港区、新宿区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、足立区、昭島市、調布市、町田市、国分寺市、国立市、多摩市、西東京市、日の出町、奥多摩町）
神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、小田原市、伊勢原市）
新潟県（長岡市、三条市、新発田市、燕市、糸魚川市、南魚沼市、阿賀町）
富山県（高岡市、魚津市、砺波市）
石川県（七尾市、小松市、珠洲市、野々市市、津幡町）
福井県（大野市）
山梨県（甲府市、都留市、山梨市、北杜市、上野原市、身延町、富士川町、道志村）
長野県（松本市、上田市、岡谷市、須坂市、小諸市、茅野市、長和町、辰野町、天龍村、上松町、南木曽町、小谷村、小布施町、高山村、木島平村、飯綱町）
岐阜県（大垣市、高山市、関市、恵那市、土岐市、郡上市、下呂市、神戸町、揖斐川町、富加町、川辺町、七宗町、東白川村）
静岡県（静岡市、三島市、島田市、磐田市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、菊川市、伊豆の国市、東伊豆町、小山町、川根本町）
愛知県（名古屋市、岡崎市、春日井市、津島市、刈谷市、豊田市、小牧市、稻沢市、東海市、大府市、高浜市、長久手市、東浦町、美浜町）

予算を計上している（252自治体）

北海道（札幌市、釧路市、名寄市、滝川市、恵庭市、石狩市、江差町、今金町、栗山町、沼田町、天塩町、湧別町、洞爺湖町、むかわ町、新得町、幕別町、中標津町、標津町）
青森県（今別町、野辺地町、階上町）
岩手県（久慈市、零石町、岩泉町、田野畠村、普代村）
宮城県（塩竈市、白石市）
秋田県（秋田市、鹿角市、大仙市）
山形県（米沢市、寒河江市、大江町、金山町、高畠町、川西町、遊佐町）
福島県（福島市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、伊達市、鏡石町、西会津町、猪苗代町、会津坂下町）
茨城県（水戸市、日立市、石岡市、潮来市、神栖市、阿見町、八千代町）
栃木県（宇都宮市、栃木市、日光市、高根沢町）
群馬県（前橋市、みなかみ町）
埼玉県（熊谷市、新座市、川島町、吉見町）
千葉県（松戸市、八街市、南房総市、酒々井町、横芝光町）
東京都（港区、新宿区、世田谷区、北区、足立区、町田市、奥多摩町）
神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、小田原市、伊勢原市）
新潟県（長岡市、三条市、糸魚川市、阿賀町）
富山県（高岡市）
石川県（小松市、珠洲市、津幡町）
福井県（大野市）
山梨県（上野原市、道志村）
長野県（松本市、上田市、岡谷市、須坂市、小諸市、長和町、辰野町、南木曽町、小谷村、小布施町、木島平村）
岐阜県（大垣市、高山市、関市、土岐市、揖斐川町、富加町）
静岡県（静岡市、島田市、藤枝市、袋井市、菊川市、伊豆の国市、東伊豆町）
愛知県（名古屋市、岡崎市、春日井市、刈谷市、豊田市、小牧市、東海市、大府市、高浜市、長久手市）
三重県（桑名市、伊賀市）
滋賀県（長浜市、日野町）
京都府（綾部市、宮津市、八幡市、京田辺市、南丹市、井手町）
大阪府（岸和田市、吹田市、泉佐野市、寝屋川市、大東市）
兵庫県（姫路市、洲本市、豊岡市、加古川市、三木市、小野市、三田市、丹波篠山市、養父市、たつの市、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町）
奈良県（奈良市、御所市、御杖村、広陵町、吉野町、下北山村、上北山村）
和歌山县（田辺市、紀の川市、有田川町、白浜町、北山村）

自治体調査結果（概要）③

実施している（431自治体）

三重県（津市、伊勢市、桑名市、伊賀市、木曽岬町、度会町、南伊勢町）
滋賀県（長浜市、守山市、東近江市、日野町、多賀町）
京都府（綾部市、宮津市、向日市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山町、井手町、宇治田原町、与謝野町）
大阪府（大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、阪南市）
兵庫県（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、洲本市、豊岡市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、小野市、三田市、丹波篠山市、養父市、たつの市、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町）
奈良県（奈良市、五條市、御所市、宇陀市、御杖村、広陵町、吉野町、下北山村、上北山村、東吉野村）
和歌山県（田辺市、紀の川市、有田川町、美浜町、白浜町、北山村）
鳥取県（米子市、岩美町、八頭町、伯耆町、日南町、江府町）
島根県（浜田市、江津市、雲南市、奥出雲町、吉賀町、隠岐の島町）
岡山県（岡山市、高梁市、新見市、赤磐市、美作市、久米南町）
広島県（呉市、府中市、三次市、東広島市、廿日市市）
山口県（宇部市、山口市、萩市、周防大島町、田布施町）
徳島県（阿南市）
香川県（高松市、坂出市、観音寺市、東かがわ市、土庄町、綾川町、まんのう町）
愛媛県（宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、西予市、内子町）
高知県（高知市、室戸市、香南市、大豊町、津野町、四万十町）
福岡県（北九州市、福岡市、大牟田市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、宗像市、古賀市、糸島市、那珂川市、久山町、東峰村）
佐賀県（武雄市、みやき町、有田町）
長崎県（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、壱岐市、五島市、雲仙市、長与町、時津町、川棚町、小值賀町、新上五島町）
熊本県（熊本市、人吉市、玉名市、阿蘇市、山都町、苓北町）
大分県（別府市、中津市、竹田市）
宮崎県（宮崎市、綾町、都農町、門川町、諸塙村、美郷町）
鹿児島県（阿久根市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、中種子町、天城町）

予算を計上している（252自治体）

鳥取県（江府町）
島根県（浜田市、雲南市、奥出雲町、吉賀町）
岡山県（岡山市、高梁市、新見市、久米南町）
広島県（府中市、三次市、東広島市、廿日市市）
山口県（宇部市、山口市、萩市、周防大島）
香川県（高松市、観音寺市、土庄町、綾川町、まんのう町）
愛媛県（宇和島市、西条市、四国中央市、西予市、内子町）
高知県（室戸市、四万十町）
福岡県（福岡市、大牟田市、飯塚市、柳川市、宗像市、糸島市、久山町、東峰村）
佐賀県（有田町）
長崎県（長崎市、佐世保市、島原市、雲仙市、時津町、川棚町）
熊本県（熊本市、阿蘇市）
大分県（中津市）
宮崎県（門川町、諸塙村）
鹿児島県（阿久根市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、霧島市、いちき串木野市、天城町）

自治体へのモデル事業のイメージ（案） ①事業概要

【事業概要】

地方自治体が大学等高等教育機関※¹と連携し、学生のフィールドワーク※²等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトのうち以下の内容を全て含むもの。

- ア 大学生等の若者が地方での暮らしや地域活性化の取組に関わる機会を拡大させることによって、移住や関係人口としての地域との関わりをつくっていくことを目的とするものであること。
- イ 若者との交流を拡大させることによって、若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた地域の機運を醸成することを目的とするものであること。
- ウ 具体的な地域の課題の解決を目的とするものであること。

※ 1 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校、学生団体

なお、学生団体と連携する場合は、必ず代表する大学等の教員もしくは職員が当該プロジェクトの大学等側の責任者を担うこと。

※ 2 学生が概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）、地域に滞在して実際に住民と関わりながら、地域の課題解決に取り組む活動

[地域課題解決プロジェクトの一例]

- ・ 地域課題解決に若者の視点を取り入れるため、学生が実際にフィールドワークを行い、地域住民と連携しながら地域の強みや資源等の再発見を行うプロジェクト
- ・ 学生が地域の現場に入り、地域住民やN P O等とともに、新たな着地型観光商品の造成、商店街の空き店舗の活用、高齢者の買物の足の確保等の地域の課題解決に継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に取り組むプロジェクト
- ・ 建築等を学ぶ学生を地域で受け入れ、空き家の改修や東屋の製作等を通じて地域文化の継承や自然環境の推進等に取り組むプロジェクト

自治体へのモデル事業のイメージ（案） ②提案者

【提案者】次のア～ウに該当する都道府県及び市町村

ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）外の市町村

イ 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村^{※1}、定住自立圏に取り組む市町村^{※2}又は人口減少率が高い市町村^{※3}

ウ 都道府県（ただし、上記ア及びイの市町村においてフィールドワークを行うものに限る。）とする。

なお、地方自治体は、事前に連携する大学等高等教育機関やフィールドワークを受け入れる地域と調整を行い、実施する地域課題解決プロジェクトを提案すること。

なお地方自治体において、連携する大学等高等教育機関や学生等を広く募集することを妨げないが、年度内にプロジェクトを完了できる計画を立て、プロジェクトを提案すること。

※1 「条件不利地域を有する市町村」とは、次に掲げるアからキまでのいずれかに該当する市町村である。

ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村及び同条第2項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村を含む。）

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

カ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

キ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄の市町村

※2 「定住自立圏に取り組む市町村」とは、次に該当する市町村である。

中心市宣言済みの中心市又は当該市と定住自立圏形成協定を締結している近隣市町村

※3 「人口減少率が高い市町村」とは、次に該当する市町村である。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村

自治体へのモデル事業のイメージ（案） ③提案事業、実施すべき事項

【提案する事業】次のア～カの内容をすべて満たすプロジェクトであること。

ア 単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではないこと。

イ 地方自治体、大学等高等教育機関、企業、その他地域住民や地域づくり団体等が、継続的に参画して実施する地域課題解決プロジェクトであること。

ウ 学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）であること。

エ 学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けていること。

オ 関係人口としての地域との関わりをつくりていくため、当該年度の地域課題解決プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものであること。

カ 総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録すること。

【実証事業として実施すべき事項】次のア～エの内容を全て実施すること。

ア 地方自治体、地域、大学、学生団体との連携体制の検討・構築

イ 大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトの計画の作成

ウ 計画に基づくプロジェクトの実践

エ 実証事業の実施過程の記録、実証事業の計画、実証事業を実施する中で把握された課題、実証事業の成果等に関する報告書の作成

自治体へのモデル事業のイメージ（案） ④対象経費

【対象経費】次のア～カの経費を対象とすること。

- ア 連携する大学等高等教育機関や参加学生等の募集に要する経費
- イ 受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）
- ウ 滞在場所の確保に要する経費（宿泊費等）
- エ プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）
- オ コーディネーター委託費
- カ プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）

※ 対象外になる経費

- ・参加者等の飲食に要する経費
- ・事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等
- ・本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費

自治体へのモデル事業のイメージ（案） ⑤選定ポイント等

【選定方法】

外部有識者等による書面審査等に基づき、委託候補事業を選定する。

また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出やヒアリングを求める場合がある。なお選定にあたっては、地域課題に応じた多様な事業を採択するため、事業内容のバランスを一定程度考慮する。

【選定のポイント】

委託候補事業の選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。

なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

①公募する事業の内容に対する有効性

- ア 提案の内容が、大学生等の若者が地方での暮らしや地域活性化の取組に関わる機会を拡大させることによって、移住や関係人口としての地域との関わりをつくりていくために効果的なものとなっているか。
- イ 提案の内容が、若者との交流を拡大させることによって、若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた地域の機運醸成を図るために効果的なものとなっているか。
- ウ 提案の内容が、具体的な地域の課題の解決のために効果的なものとなっているか。
- エ プロジェクトの成果が見えない・わかりにくいといった地方自治体・地域の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- オ プロジェクト実施のためのノウハウ・マンパワーが不足しているといった地方自治体・地域の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- カ 大学等の教員の事務負担が大きいといった大学等の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。
- キ このほか、大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトにおける地方自治体・地域・学生・大学等の課題を解決するための効果的な工夫がなされているか。

自治体へのモデル事業のイメージ（案） ⑤選定ポイント等

②公募する事業の内容に対する適正性

- ア 単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業となっていないか。
- イ 地方自治体、大学等高等教育機関、学生団体、企業、その他地域住民や地域づくり団体等が、継続的に参画して実施する地域課題解決プロジェクトとなっているか。
- ウ 学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）となっているか。
- エ 学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けているか。
- オ 関係人口としての地域との関わりをつっていくため、当該年度の地域課題解決プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものとなっているか。
- カ 総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録する予定となっているか。
- キ 提案の内容が、令和7年度中に実施・完了が確実に見込まれているか。
- ク フィールドワーク等に実施にあたり、安全な実施体制が整っているか。

③委託事業を遂行する能力

- ア 本事業を遂行するため、必要な人員・体制を構築しているか。
- イ 本事業を実施するため、地方自治体、大学等高等教育機関、学生団体、企業、その他地域住民や地域づくり団体等の関係者の連携・協力 体制が構築できており、各主体の役割と責任が明確に示されているか。
- ウ 事業実施スケジュール、予算計画等を含め、委託事業の実施計画が無理なく組まれており、年度内に委託事業の確実な実施・運営・完了が見込めるか。

④本事業の遂行についての効率性

事業の内容に照らして過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込めるか。

⑤その他

その他特筆すべき提案内容があるか。

委託契約及び事業スケジュールについて（ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑥）

【契約の形態】

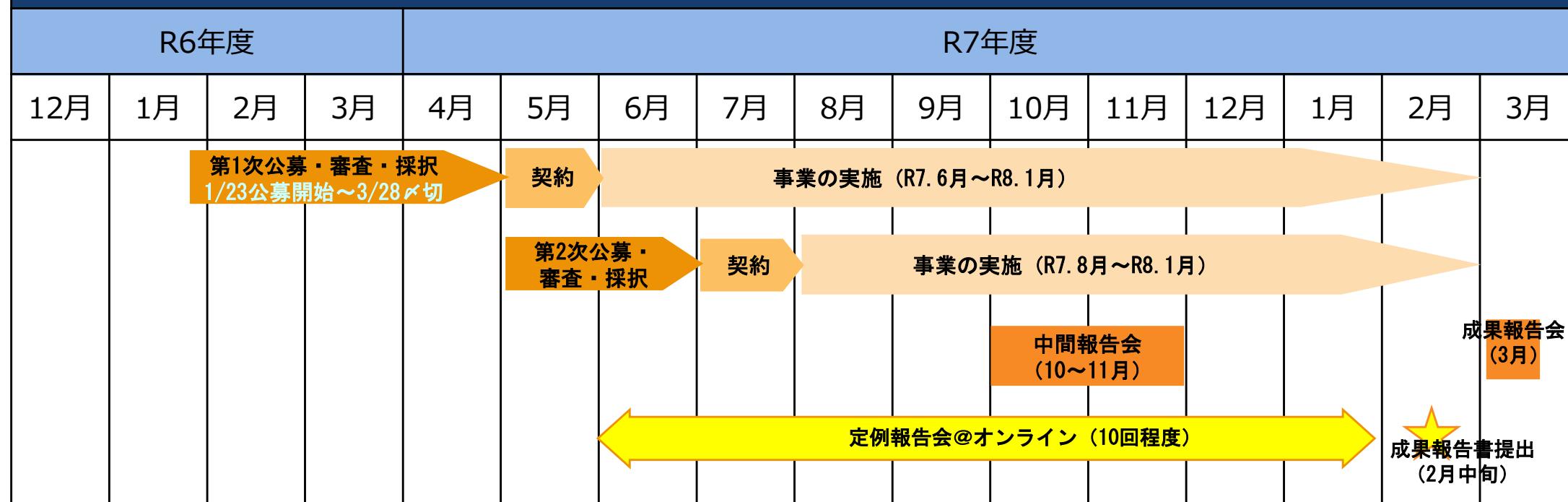
総務省の支出負担行為担当官と受託者の代表者が契約を締結する。

【委託費の扱い】

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた使途以外への使用は認められない。なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までに地方自治体と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。

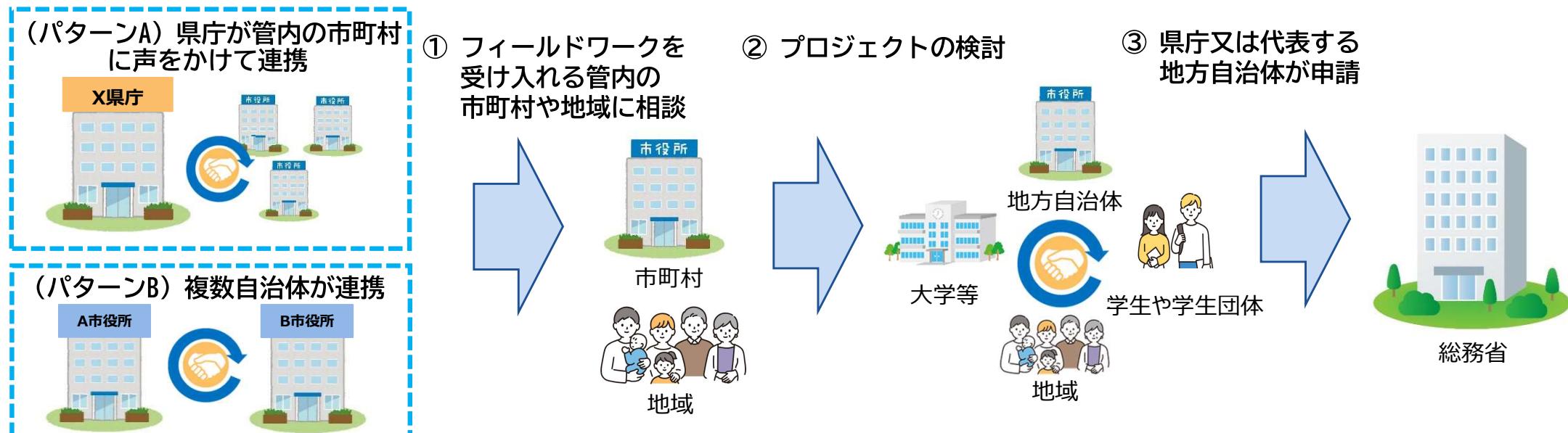
また、委託費は、原則として、委託事業終了後に受託者の成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払うものとする。

事業実施スケジュール（想定）

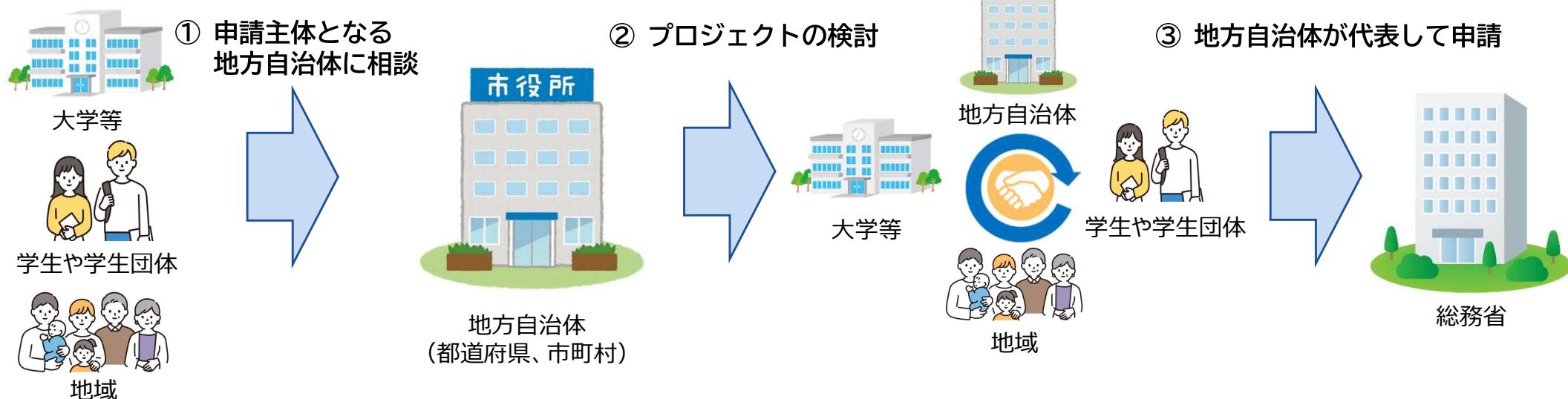


モデル事業の応募スキーム（ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑦）

【地方自治体発案でプロジェクトを応募する場合】



【大学、学生、地域の発案でプロジェクトを応募する場合】



モデル事業公募に係るQ & A （ふるさとミライカレッジのモデル実証事業⑧）

	質問	回答
①申請する事業の対象について	モデル実証事業において、地方自治体が管内の基礎自治体や地元企業等の地域課題解決の取組を補助金や交付金という形で支援をする事業は対象となりますか。	対象となる事業については、本資料9pの【事業概要】をご参照願います。 なお、都道府県が申請主体となる場合、 管内の基礎自治体や地元企業等が取り組む地域課題解決プロジェクトを補助金や交付金という形で支援する場合には対象外となります が、 申請するプロジェクトの中の個別プロジェクトとして、基礎自治体や地元企業等に再委託という形で支援をする場合には支援対象となります 。（本資料9p【事業概要】及び11p【提案する事業】をご参照ください。）
②申請者について	申請者は地方自治体、あるいは大学等高等教育機関のいずれが申請しても問題ないのでしょうか。 また地方自治体は市町村のみが対象となるのでしょうか。	申請は、地方自治体が代表して申請していただきます。 なお、 地方自治体は、連携する大学等高等教育機関やフィールドワークを行う学生等を広く募集することができますが、当該年度内にプロジェクトを完了できる計画を立て、プロジェクトに申請していただく形となります 。（本資料10p【提案者】及び16p【応募スキーム】をご参照ください。）
③プロジェクトの構成員について	プロジェクトの実施にあたり、複数の大学・地方自治体・地元企業と連携することは認められていますか。	プロジェクトの実施にあたり、ミニマムな構成員として、地方自治体と大学等高等教育機関の2者が連携することを想定していますが、複数の地方自治体や大学等高等教育機関、また地元企業との連携を妨げるものではありません。（本資料10p【提案者】及び16p【応募スキーム】をご参照ください。）
④委託契約について	委託契約は誰と誰が締結をするのでしょうか。 また、再委託は認められるのでしょうか。	総務省大臣官房会計課企画官と受託者の代表者（知事又は首長）が契約を締結します。 また再委託契約は、その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができます。ただし、委託事業の全部を第三者に請け負わせることはできません。事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければなりません。なお、委託契約のうち、100%にならない範囲で再委託をすることが可能です。 ① 再委託の金額が50万円を超えない場合 ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1を超えない場合 ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類 イ 調査研究報告書等の外注印刷等の類 ウ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類 エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類 オ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類 カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類
⑤地方自治体の予算措置について	モデル実証事業において、地方自治体の財政負担はありますか。 また負担がない場合であっても、予算措置をする必要がありますか。	定額支援（上限1,000万円、10/10）となるため、地方自治体の財政負担はありません。 ただし、プロジェクトが採択された場合に、国（総務省）と委託契約を締結することから、歳入歳出予算を組んでいただく必要があり、事業スケジュールを考えると6月の補正予算までに組んでいただくのが良いのではないかと考えています。

ふるさとミライカレッジ【R7新規】（特別交付税措置）

若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取組を加速化させるため、三大都市圏外の市町村及び三大都市圏内の条件不利地域を有する市町村等が、大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトに取り組む場合の経費を支援

対象団体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
- ③都道府県（ただし、上記①又は②の市町村においてフィールドワークを行うものに限る。）

対象事業

地方公共団体が大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクトのうち、「①大学生等の移住や関係人口としての地域との関わり」、「②若者にとって魅力的な地域づくり」、「③具体的な地域の課題解決」を目的とするものであって、以下に掲げるすべての事項に該当する取組

- ・単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではないこと
- ・関係者が継続的に参画すること
- ・学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）であること
- ・学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けていること
- ・プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信すること
- ・総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録すること

※同一大学との同一プロジェクトに対する地方財政措置は3年間に限る。

対象経費

- | | |
|---|-----------------------------|
| ・参加学生等の募集に要する経費 | ・受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等） |
| ・滞在場所の確保に要する経費（宿泊費等） | ・プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等） |
| ・コーディネーター委託費 | |
| ・プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等） | |

※ 地方単独事業が対象

※ 参加者等の飲食に要する経費、事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等、本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費は対象外

特別交付税措置

1団体あたり 15,000千円に全参加者の滞在日数に5千円を乗じた額をえた額（上限額）×措置率0.5（財政力補正あり）